

【重要】「こども性暴力防止法」施行に伴う本校の対応と留意事項について

2024年6月に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」）」が、2026年12月25日より施行されます。

本法律は、学校等の事業者に「性犯罪前科の確認（日本版DBS）」や「性暴力を防ぐための安全管理措置」を義務付けるものです。これに伴い、本校において生徒と接する全ての従事者・実習生等の皆様に対し、以下の通り対応を実施いたします。

1. 本校に義務付けられる取り組み

本校では、生徒が安心して教育を受けられる環境を維持するため、以下の措置を講じます。

- ・性犯罪前科の確認： こどもと接する業務に就くすべての人に対し、性犯罪前科（特定性犯罪事実）の有無を確認します。
- ・配置制限： 性犯罪前科があることが確認された場合、生徒と接する業務に従事させることはできません。
- ・安全管理の徹底： 日頃から性暴力を防ぐための組織体制を整備し、生徒からの相談窓口を強化します。

2. 対象となる方

本校の敷地内、または校外活動において、生徒と接する業務・活動に従事する全ての方が対象です。

- ・教職員： 専任教職員、講師等
- ・実習生等： 教育実習生、インターン、ボランティアスタッフ等
- ・指導・専門職： 部活動外部コーチ、チューター、学校医等
- ・学内業務従事者： 警備員、清掃員、施設管理員等
- ・その他： 外部委託業者のスタッフ、ICT支援員、行事協力者など、本校の指揮監督下で継続的に生徒と接する機会がある全ての方

3. 実習生および従事希望の方への留意事項

- ・確認の実施： 実習や業務が生徒に対して「支配性・継続性・閉鎖性」を有すると判断される場合、性犯罪前科の有無を確認します。
- ・手続き： 本人より、こども家庭庁へ戸籍等の必要書類を提出していただく等の手続きが必要となる場合があります。

・制限事項：性犯罪前科があることが確認された場合、生徒と接する実習や業務には就けません。これにより、業務に就こうとする方においては採用・契約ができなくなる可能性があります。

・書類の提出：施行以降、以下の書類提出をお願いする予定です（提出いただいた個人情報、法令に基づき厳重に管理いたします）。

①同意書（犯罪事実確認に関する同意）

②誓約書（特定性犯罪前科がない旨の誓約）

4. 委託業者・協力団体の皆様へ

委託契約に基づきスタッフを派遣されている事業者様におかれましては、本法律の趣旨をご理解いただき、派遣スタッフへの周知および必要な確認作業へのご協力をお願い申し上げます。具体的な確認フローについては、別途担当部署よりご連絡いたします。

【参考：制度の詳細】

こども家庭庁：[こども性暴力防止法について（外部リンク）](#)

【本件に関するお問い合わせ】

安田学園 事務局

電話：03-3624-2666